

## コーポレートガバナンス・コードへの取り組み

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

#### 【補充原則 4-2-1】

当社では、取締役（監査等委員であるものを除く。）を対象に単年度の業績と連動した業績連動型報酬制度を導入しております。

経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとしてより一層機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬制度のあり方について引き続き検討してまいります。

#### 【補充原則 4-10-1】

当社では、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の任意の諮問委員会として、指名・報酬委員会を設置しております。当社における取締役会と指名・報酬委員会の構成は次の通りです。

##### ○社内取締役と独立社外取締役の人数

- ・取締役会：社内7名、独立社外2名
- ・指名・報酬委員会：社内4名、独立社外2名

##### ○監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役の人数

- ・取締役会：監査等委員でない取締役6名、監査等委員である取締役3名
- ・指名・報酬委員会：監査等委員でない取締役3名、監査等委員である取締役3名

以上のように、独立社外取締役が指名・報酬委員会の過半数となっていないものの、指名・報酬の検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得ております。

#### 【原則 4-11】

当社では、現在、女性や外国人の取締役はおりませんが、取締役候補者の指名方針に該当する人材であれば、ジェンダーや国籍にかかわらず取締役候補として指名することを考えております。

#### 【原則 5-2】

当社の資本コストを把握し、収益計画を策定した結果、資本政策の基本的な方針を「当面は株主還元の拡充を図りつつも、自己資本の適正化を最優先する」とし、ROEの目標を12%以上としております。

自己資本の適正化が図れた段階で、経営資源の配分等に関する具体的な方針を公表する予定です。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

#### 【原則 1-4】

当社は、政策保有株式を保有しておらず、今後も保有する予定はございません。

【原則 1-7】

当社では、法令等に基づき取締役との取引及び主要株主との重要な取引は、取締役会における事前承認が必要である旨、取締役会規則に定めております。

【原則 2-6】

当社は、企業年金資産の効率的な運用を図るため、人事部担当役付執行役員、人事部長、経営企画部長、財務第一部長、財務第二部長で構成する企業年金資産運用委員会を設置しております。

投資理論、資産運用に関する制度、投資対象の資産の内容等の理解および資産運用環境の把握等ができるよう、同委員会の構成員に対し、運用受託機関から定期的に必要な情報を提供しております。

同委員会においては、企業年金資産の運用の基本方針や運用商品、運用受託機関等に係る事項を審議しており、同委員会で審議した事項を監査等委員が出席し意見を述べることができる経営会議で審議することで、企業年金の運用に関して適切に管理する体制を構築しております。

【原則 3-1】

(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略・経営計画

(1) 会社の目指すところ（経営理念等）

当社ホームページの「当社の理念」をご参照ください。

(<https://www.acom.co.jp/corp/about-us/philosophy/>)

(2) 経営戦略、経営計画

当社ホームページの「中期経営計画」をご参照ください。

([https://www.acom.co.jp/corp/ir/management/medium-term\\_management\\_plan/](https://www.acom.co.jp/corp/ir/management/medium-term_management_plan/))

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、以下に記載のとおりです。

《基本的な考え方》

当社グループは、創業の精神であります「信頼の輪」のもと、「人間尊重の精神」、「お客さま第一義」、「創造と革新の経営」を企業理念に掲げ、ステークホルダーの皆さまとの相互信頼を深め、社会とともに発展していくことを目指しております。

当社は、ステークホルダーの皆さまの期待に応え、さらなる信頼関係を構築するため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要事項に位置付け、経営の健全性、透明性及び効率性を確保し、継続的な株主価値の向上をはかります。

また、適正なコーポレート・ガバナンス体制の構築には、有効な内部統制システムが

不可欠であるとの認識に基づき、代表取締役社長兼会長のリーダーシップのもと、組織内のすべての構成員が内部統制システムの構築及び実効性の確保にあたるとともに、内部統制システムの有効性を常に評価、検証し、継続的に改善しております。

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額については、株主総会が決定する報酬総額の範囲内で、業績等を考慮し、指名・報酬委員会が検討・提案し、取締役会において決定しております。また、監査等委員の報酬等の額については、株主総会が決定する報酬総額の範囲内で、監査等委員の職務と責任を考慮し、監査等委員の協議により決定しております。

(iv) 経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

(1) 方針

(A) 経営陣幹部の選任

- 迅速かつ適切な業務執行を行うために必要な当社事業における豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有していること。
- 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること。
- 心身ともに健康で業務の遂行に支障がないこと。
- 法令やコンプライアンス（ハラスメント含む）に違反し、当社およびこれまでに所属した企業・団体等に多大な損失を与えたことがないこと。
- 反社会的勢力との関係がないこと。

(B) 経営陣幹部の解任

- 選任方針に該当しなくなった場合に解任する。

(C) 取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者の指名

- 経営監督の実効性を高めるため、企業経営の豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有していること。
- 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること。
- 心身ともに健康で業務遂行に支障がないこと。
- 法令やコンプライアンス（ハラスメント含む）に違反し、当社およびこれまでに所属した企業・団体等に多大な損失を与えたことがないこと。
- 反社会的勢力との関係がないこと。

(D) 監査等委員である取締役候補者の指名

- 経営の透明性と客観性の向上を実現するために必要な経営、法律、財務・会計等の豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有していること。
- 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること。
- 心身ともに健康で業務遂行に支障がないこと。
- 法令やコンプライアンス（ハラスメント含む）に違反し、当社およびこれまでに所属した企業・団体等に多大な損失を与えたことがないこと。
- 反社会的勢力との関係がないこと。

(E) 独立役員に指定する取締役候補者の指名

○(C) および(D) の取締役候補者のうち独立役員に指定する取締役候補者は、以下に定める要件および「社外取締役の独立性判断基準」に該当すること。

※「社外取締役の独立性判断基準」は、本報告書の「I. 1. 基本的な考え方【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則 4-9】」をご参照ください。

- ・ 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うことができる
- ・ 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うことができる
- ・ 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督することができる
- ・ 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させることができる

(2) 手続

(A) 経営陣幹部の選解任

上記方針に基づき、指名・報酬委員会が検討・提案し、取締役会が決議いたします。

(B) 取締役（監査等委員であるものを除く。）候補の指名

上記方針に基づき、指名・報酬委員会が検討・提案し、取締役会が決議いたします。

(C) 監査等委員である取締役候補の指名

上記方針に基づき、社長が検討・提案し、監査等委員会の同意を得て取締役会が決議いたします。

(v) 経営陣幹部の選任及び取締役候補の個々の指名についての説明

経営陣幹部の選任及び取締役（監査等委員であるものを除く。）・監査等委員である取締役候補の個々の指名についての説明は当社ホームページの定時株主総会招集ご通知に記載しております。

([https://www.acom.co.jp/corp/ir/stock/shareholders\\_meeting/](https://www.acom.co.jp/corp/ir/stock/shareholders_meeting/))

【補充原則 4-1-1】

当社では、取締役会で決議すべき事項以外の業務執行の決定を取締役社長に委任することとし、「取締役会規則」において法令及び定款に基づき取締役会決議事項を定めております。また、取締役会は役付執行役員を選任し、「組織分掌規程」において業務分掌及び責任権限を定め、業務の執行を委嘱することにより、意思決定及び業務執行の迅速化並びに監督と執行の役割の明確化をはかっております。

#### 【原則 4-9】

当社は、独立社外取締役の独立性を担保することに主眼を置いた「社外取締役の独立性判断基準」を以下の通り定めております。

##### 「社外取締役の独立性判断基準」

当社は、次の1～7の全ての要件を満たす者を独立役員に指定する

1. 会社法第2条15に定める社外取締役の要件に該当していること
  2. 次の(1)～(3)の全ての要件に該当していること
    - (1) 当社の主要な借入先（注1）又はその業務執行者ではなく、また、過去3年間においてその業務執行者ではなかったこと
    - (2) 当社を主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者ではなく、また、過去3年間においてその業務執行者ではなかったこと
    - (3) 当社の主要な取引先（注3）又はその業務執行者ではなく、また、過去3年間においてその業務執行者ではなかったこと
  3. コンサルタント、会計専門家又は法律専門家については、当社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間10百万円を超える金銭その他の財産を得ている者ではなく、かつ、当社を主要な取引先とする会計・法律事務所等（注4）の社員等ではないこと
  4. 当社若しくはその子会社の取締役、執行役、執行役員又は上記2、3の要件に基づき当社からの独立性が確保されていないと判断する者の配偶者又は二親等内の親族ではないこと
  5. 当社の現在の主要株主（注5）又はその業務執行者ではないこと
  6. 当社又はその子会社の監査法人又は当該監査法人の社員等ではなく、かつ、過去3年間、当該社員等として当社又はその子会社の監査業務を担当したことがないこと
  7. 過去10年間において当社の親会社又は兄弟会社の業務執行者ではなかったこと
- （注1）「主要な借入先」：連結資金調達残高の3%以上を基準に判定  
（注2）「当社を主要な取引先とする者」：年間連結売上高の2%以上を基準に判定  
（注3）「主要な取引先」：当社の年間連結営業収益の2%以上を基準に判定  
（注4）「当社を主要な取引先とする会計・法律事務所等」：年間売上高の2%以上を基準に判定  
（注5）「主要株主」：総議決権の10%以上を保有する株主

※「役員の属性」の記載に関し、取引については、上記基準を満たす場合は軽微基準の範囲内として記載を省略します。

#### 【補充原則 4-11-1】

当社の取締役会は、取締役会における意思決定の迅速化及び取締役相互の監督機能の実効性確保を図る観点から、取締役を9名とし、うち2名を独立社外取締役としております。また、取締役会における多角的な視点を確保するため、当社各部門あるいは他社等での豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を取締役に指名しております。

#### 【補充原則 4-11-2】

各取締役の他の上場企業を含む重要な兼職の状況は、当社ホームページの定時株主総会招集ご通知に記載しております。

([https://www.acom.co.jp/corp/ir/stock/shareholders\\_meeting/](https://www.acom.co.jp/corp/ir/stock/shareholders_meeting/))

#### 【補充原則 4-11-3】

当社では、毎年、取締役会の実効性に関する質問票を全取締役に配付し、質問票の回答を踏まえ、取締役会の実効性に関する分析及び評価を実施しております。

本年も取締役会の実効性に関する分析及び評価を実施した結果、当社の取締役会は、経営戦略・経営目標の設定、経営課題の解決、リスク管理及び業務執行者の監督等のそれぞれの機能を発揮しており、現状の取締役会が十分に機能し、取締役会の実効性が確保されていると評価しております。

また、前年に課題として認識した取締役会における議論の更なる充実及び取締役会資料の高度化については、一定の進展が図られたものと評価しております。

一方、取締役会資料の更なる高度化及び外部視点の理解度の深化が課題であることを認識し、今後、課題の解決に向けた対応を進めてまいります。

今後も以下のとおり取締役会を運営していくとともに、定期的にと取締役会の実効性に関する分析及び評価を実施し、更なる取締役会の実効性確保に向けて努めてまいります。

- (1) 経営戦略、経営計画等経営上の重要事項について客観的・合理的判断を確保しつつ審議、決定するとともに、コーポレートガバナンス及び内部統制システム構築の基本方針を決定し、業務執行の監視、監督を行います。
- (2) 取締役会規則に規定された取締役会決議事項に基づき、重要案件を漏れなく議案に選定するとともに適時・適切に審議します。
- (3) 取締役会において円滑かつ活発な議論を行うため、取締役会資料を事前に配付し、必要に応じて事前に内容を説明します。
- (4) 経営状況等について定期的な報告を受け、業務執行の監視を実施します。

#### 【補充原則 4-14-2】

当社では、取締役に対し、就任に際して必要に応じて研修を行っております。就任後も当社事業の市場動向や国内外の経済問題など多岐に渡る研修を実施することで継続的なトレーニングを実施しております。

#### 【原則 5-1】

- (1) 株主との建設的な対話を促進するための体制整備

当社では、株主との対話を、定時株主総会のほか、広報・CSR部担当役付執行役員が統括し、広報・CSR部が関連部門と日常的な連携を図りながら、中間・期末の決算

説明会、国内カンファレンス、海外 I R ロードショーや個別取材を通じて実施しております。

対話を通じて把握された株主の皆さまのご意見等は取締役会に報告されております。

(2) 株主との建設的な対話を促進するための取組みに関する基本方針

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、適時適切な株主の皆さまとの対話に努めてまいります。情報の開示にあたっては、法令及び制度により義務付けられているもののほか、株主の皆さまに当社をご理解いただくために有用と判断される情報につきましても、積極的な情報開示に努めてまいります。

情報の開示にあたっては、東京証券取引所の指定する方法及び当社ホームページの活用などにより、国内のみならず、海外の株主の皆さまにも十分に配慮しながら、公平かつ迅速に情報を開示するよう努めてまいります。

当社が開示する情報の中には、将来の予測に関する事項が含まれている場合があります。このような将来に関する情報につきましては、その予測の前提条件や不確定要素などを十分説明し、市場に誤解を与えることがないように努めてまいります。

当社は、決算情報の漏洩防止や情報開示の公平性確保のため、決算発表予定日前の一定期間を「沈黙期間」とし、当該決算に関するコメント及びご質問への回答を控えております。